

松江市告示第 292 号

松江市建設工事請負契約書の書式（平成 23 年松江市告示第 73 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 4 月 9 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これに加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>松江市建設工事請負契約約款 (前金払及び中間前金払)</p> <p>第 35 条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 発注者は、受注者が第 6 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結の日において適用される松江市建設工事に関する契約規則（平成 17 年松江市規則第 59 号）第 36 条第 2 項に規定する割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第 37 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費</p>	<p>松江市建設工事請負契約約款 (前金払及び中間前金払)</p> <p>第 35 条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 発注者は、受注者が第 6 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、_____</p> <p>_____松江市建設工事に関する契約規則（平成 17 年松江市規則第 59 号）第 36 条第 2 項に規定する割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第 37 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費</p>

以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成 28 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 4 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工場の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工場の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(契約不適合責任)

第 45 条 略

2～5 略

6 前 2 項 _____ の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

7～11 略

12 この契約が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 9 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、同条で規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について契約不適合が生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、請求等を行うことのできる期間は 10 年とする。この場合において、第 4 項から前項までの規定は適用しない。

13 略

(発注者の任意解除権)

以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 3 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工場の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工場の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(契約不適合責任)

第 45 条 略

2～5 略

6 第 4 項及び第 5 項 の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

7～11 略

12 この契約が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 9 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、同条で規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について契約不適合が生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、請求等を行うことのできる期間は 10 年とする。この場合において、第 4 項から第 11 項までの規定は適用しない。

13 略

(発注者の任意解除権)

よる前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額又は中間前払金の額（第 38 条及び第 42 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 46 条、第 46 条の 2、第 46 条の 3 又は第 48 条第 3 項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、この契約の締結の日において適用される松江市建設工事に関する契約規則第 36 条第 2 項に規定する割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 46 条の 4、第 49 条又は第 49 条の 2 の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～12 略

(違約罰等の徴収)

第 54 条 受注者がこの契約に基づく違約罰、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日までの日数に応じ、この契約の締結の日において適用される松江市建設工事に関する契約規則第 36 条第 2 項に規定する割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額を相殺し、なお不

よる前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額又は中間前払金の額（第 38 条及び第 42 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 46 条、第 46 条の 2、第 46 条の 3 又は第 48 条第 3 項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ

_____松江市建設工事に関する契約規則第 36 条第 2 項に規定する割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 46 条の 4、第 49 条又は第 49 条の 2 の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～12 略

(違約罰等の徴収)

第 54 条 受注者がこの契約に基づく違約罰、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで_____松江市建設工事に関する契約規則第 36 条第 2 項に規定する割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額を相殺し、なお不

足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、この契約の締結の日において適用される松江市建設工事に関する契約規則第 36 条第 2 項に規定する割合で計算した額の延滞金を徴収する。

足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき _____
_____ 松江市建設工事に関する契約規則第 36 条第 2 項に規定する割合で計算した額の延滞金を徴収する。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 9 日から施行する。